

# 事業主 殿

## 建設業等の「職長等及び職長・安全衛生責任者能力向上教育」のご案内

労働安全衛生法に基づく「職長等の教育」について実施してきましたが、職長等及び安全衛生の役割がますます大きくなっていることから、職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じ教育内容について、「職長等の教育」(労働安全衛生法第60条)を終了後、労働安全衛生法第19条2項の規程に基づき、定期的に(5年毎)に再教育を行うなどレベルアップを図り、能力向上を充実することが義務付けられています。(平成3年1月21日付基発第39号)

この両方の能力向上教育に準じた教育を事業者者に代わって行いますので、是非この機会に受講することを勧めます。

### 記

#### 1. 受講対象者

- ①平成18年4月1日以降に「職長等の教育」及び「職長・安全衛生責任者」を終了後、概を経過した方。
- ②平成18年4月1日以前に「職長等の教育」及び「職長・安全衛生責任者」を終了され、後リスクアセスメント教育を修了された方。

#### 【注意】

「職長教育」若しくは、平成18年3月以前に「職長・安全衛生責任者」を終了された方  
安全衛生責任者」「職長のためのリスクアセスメント教育」が未修了の方は、この教育を  
ても「安全衛生責任者」「職長のためのリスクアセスメント教育」をしたことにはなり  
のでご注意ください。別途、職長・安全衛生責任者教育を受講下さい。

#### 2. 日程と場所

| 開催日             | 場所        | 時間         |
|-----------------|-----------|------------|
| ①2026年08月06日(木) | リーパスプラザこが | 9:10~16:30 |
| ②2027年01月28日(木) | リーパスプラザこが | 9:10~16:30 |

#### 3. 受講料

| 受講対象者        | 受講料   | テキスト代  | 合計      |
|--------------|-------|--------|---------|
| 福岡中央労働基準協会会員 | 9,900 | 1,320円 | 11,220円 |
| 一般(非会員)      | 12100 |        | 13,420円 |

#### 4. 受講内容 合計6時間

|   | 講習内容                                | 時間          |
|---|-------------------------------------|-------------|
| ① | 職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関する事      | 9:10~11:20  |
| ② | 労働者に対する指導又は監督の方法に関する事               | 11:25~12:25 |
|   | 昼食                                  | 12:25~13:15 |
| ② | 危険性又は有害性の調査等に関する事                   | 13:15~13:45 |
| ③ | グループ演習(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置) | 13:45~16:30 |

#### 5. 申込方法

◎受講申請書に記入の上、下記の書類を添えて講習会の2週間前までに当協会へご郵送下さい。

- ・受講機関等は問いませんが、確認の為「職長教育・安全衛生責任者」及び「職長等教育」の終了証のコピーを受講申請書に添付して下さい。
- ・自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票のコピー

◎申込先 〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル5F  
福岡中央労働基準協会 ☎092-711-9132

◎振込先 受講料は下記の指定口座へ受講日の10日前迄にお振り込み下さい。  
※振込手数料は受講者負担でお願いします。

|   |
|---|
| 西日本シティ銀行 赤坂門支店<br>普通口座 1388163<br>名義 福岡中央労働基準協会 |
|---|

6. 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付します。

7. その他
- ・受講票は、FAXで送信致します。1週間前迄に届かない場合はお問合せ下さい。
  - ・既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願い致します。
  - ・日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

